

○学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規程

平成24年4月25日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大東文化学園（以下「本学園」という。）においてコンプライアンスを推進するための職場環境及び教育研究環境の整備並びにその制度的保障について必要な事項を定めるとともに、職務の公平かつ公正な遂行を図り、本学園に対する社会の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、役員及び教職員等が、法令、寄附行為並びに学園諸規則に基づいて職務を遂行することを基本に、日常業務の中で公平公正な職務の遂行について正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づいた良識ある行動をとることをいう。

2 この規程において、前項に反する行為を総称し「コンプライアンス違反行為」という。

3 この規程において「役員及び教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 本学園の理事長、理事、監事、評議員

(2) 本学園が設置する学校等に勤務する教育職員、事務職員、医療職員等で、本学園と雇用関係にある者

(コンプライアンスに関する役員及び教職員等の責務)

第3条 役員及び教職員等は、学校法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平公正な職務の遂行に努めなければならない。

2 役員及び教職員等は、職務の遂行に当たって、職務遂行に関係する者に対して必要な説明を行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るよう努めなければならない。

第2章 コンプライアンス推進体制等

(最高管理責任者)

第4条 本学園のコンプライアンス推進における最高管理責任者を理事長とする。

2 最高管理責任者は、コンプライアンスの推進、充実及び強化に努めるとともに、それらを実施するため必要な措置を講ずるものとする。

(統括責任者)

第5条 本学園に、最高管理責任者を補佐し、コンプライアンス推進に関する業務を統括さ

せるため統括責任者を置く。

- 2 統括責任者は、法務担当常務理事をもって充てる。
- 3 統括責任者は、コンプライアンスの推進に関する組織横断的な体制を統括する。
(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学園に、コンプライアンスの推進に関し指揮監督等を行わせるためコンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

- 2 推進責任者は、本学園の業務において事務分掌規則に定める組織の管理監督する立場にある者をもって充てる。
- 3 推進責任者は、統括責任者の指示の下、自己の管理監督する組織におけるコンプライアンス教育及び対策を実施する。
- 4 推進責任者が自己の管理監督下にある組織において、法令、寄附行為若しくは学園諸規則に違反する行為を隠蔽し、又は故意若しくは重大な過失により看過した場合は、就業規則等に従い懲戒される場合がある。

(コンプライアンスに係る相談窓口)

第7条 本学園におけるコンプライアンスに係る相談に応じるため、総務部総務課に相談窓口を置く。

- 2 前項の相談窓口には法務・コンプライアンス担当の職員を置く。
(法務・コンプライアンス担当)

第8条 法務・コンプライアンス担当は、前条第1項により受けた相談内容について、相談者が適切に対応できるように指導及び助言しなければならない。

- 2 法務・コンプライアンス担当は、本学園の顧問弁護士又は外部弁護士に相談することができる。
- 3 法務・コンプライアンス担当は、前条第1項による相談内容について、相談者の合意を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。ただし、相談内容が重大なコンプライアンス違反行為に該当し又は該当する恐れのあるものであり、相談者が指導助言に基づく適切な対応を拒んだときは、法務・コンプライアンス担当は、職権により速やかにその事実を統括責任者に報告することができる。

(コンプライアンス推進会議)

第9条 本学園は、第1条の目的を達成するため、コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」とする。）を設置する。

- 2 推進会議は、別表に定める対応機関の活動を含む本学園のコンプライアンス推進活動を

統括する。

- 3 推進会議は、本学園のコンプライアンス推進に関する取り組み状況について、年1回以上理事会に報告しなければならない。
- 4 コンプライアンス違反行為の発生等の緊急案件に対応するため、推進会議のもとに特別対策会議を設置する。
- 5 推進会議は、必要に応じ学校法人大東文化学園リスク管理基本規程に定めるリスク管理委員会と協議を行う。
- 6 本条に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は別に定める。

(経営倫理綱領)

第10条 本学園は、その社会的使命である教育研究の一層の充実向上を図るよう努力するとともに、その経営について信頼を醸成するための役員及び教職員等の自覚と責任ある行動を促すため、「学校法人大東文化学園経営倫理綱領」を定める。

(ハラスメント防止)

第11条 本学園は、役員及び教職員等並びに学生、生徒及び園児の人権を尊重し、個人の尊厳を確保するとともに、適切かつ良好な職場環境、修学環境及び研究環境を実現し、学園から一切のハラスメントを排除するために「学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則」を定める。

(個人情報保護)

第12条 本学園は、個人の人格尊重の理念の下に個人情報に慎重に取り扱われるべきものであることを基本として、本学園が取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理及び保存等を図り、もつて、個人情報の保護に資することを目的とし、「学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程」を定める。

(学術研究行動憲章)

第13条 大東文化大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性及び自由な研究活動の遂行を保障し、社会的責任を自覚し、本学の学術研究が社会から多くの信頼と高い評価を得られるよう、本学の研究活動に携わるすべての者が心得るべき行動規範として「大東文化大学学術研究行動憲章」を定める。

(公益通報制度)

第14条 本学園は、法令違反行為等の早期発見とその是正及びそれらの未然防止を図り、本学園の健全な経営と教育研究体制の維持発展に資するため、「学校法人大東文化学園公益通報者の保護等に関する規程」を定める。

(個々の行為の所掌)

第15条 第10条から第14条の施策に対するそれぞれの対応機関は、別表のとおりとする。

- 2 別表にある対応機関の各委員は、それぞれの所掌に則り、本学園のコンプライアンス推進に資するように努めなければならない。
- 3 別表の対応機関は、その活動状況を年1回以上推進会議に報告しなければならない。

(研修の実施)

第16条 推進会議は、本学園のコンプライアンスを推進し、役員及び教職員等のコンプライアンスに関する意識を高めるため、研修を定期的に行う必要がある。

- 2 役員及び教職員等は、やむを得ない理由がある場合を除き、出席しなければならない。
- 3 本学園に入職する役員及び教職員等は、入職時にコンプライアンス研修を受講し、学園諸規程等及び本学園のコンプライアンス推進に関する取り組みを理解しなければならない。

(事務組織)

第17条 この規程に定めるコンプライアンスの推進に関する事務は、第7条第2項に定める法務・コンプライアンス担当が行う。

- 2 法務・コンプライアンス担当は、推進会議の業務を補佐する。

第3章 コンプライアンス違反行為の対応

(報告又は通報)

第18条 役員及び教職員等は、コンプライアンス違反行為に該当し又は該当する恐れのある事実を知ったときは、直ちにこれを所属長等に報告するか、別表に定める対応機関に通報するなど、学園諸規程に従い適切に対応しなければならない。なお、所属長等又は対応機関に報告又は通報を行うにあたって、事前に法務・コンプライアンス担当に相談し助言を求めることができる。

- 2 前項により報告を受けた所属長等は、次のとおり必要な措置を取らなければならない。
 - (1) 報告された内容について、学校法人大東文化学園職員懲戒規程（以下「懲戒規程」という。）第2章に定める懲戒事由に該当することが明らかであるときは、所属長等は、懲戒規程第30条又は第39条に基づき、学長又は理事長に報告する。
 - (2) 報告された内容について、さらに事実確認の調査など、慎重に対応する必要があると判断される場合は、所属長等は、上位職者等と協議の上、統括責任者に報告する。
- 3 第1項により通報を受けた対応機関の委員長は、速やかに委員会を開催し、調査等の必要な措置を取るとともにその事実を特別対策会議に報告しなければならない。

(学生等による通報)

第19条 本学園が設置する学校等に就学するすべての学生、生徒、園児及びそれらの保護者（以下、「学生等」という。）は、コンプライアンス違反行為に該当し又は該当する恐れのある事実を知ったときは、直ちに所定の機関に通報するよう努めるものとする。

2 学生等が、前項に基づき通報を行う場合の手続きは、学校法人大東文化学園公益通報者等の保護に関する規程に定めるところによる。

(特別対策会議)

第20条 統括責任者は、第18条第2項第2号に基づく報告があったときは、直ちに第9条第4項に定める特別対策会議を開催し、対応策を検討しなければならない。

2 前項の検討により、報告された事項が対応機関の所掌事項であると判断した場合は、統括責任者は、速やかに該当する対応機関の委員長に当該報告事項の調査等を委任しなければならない。ただし、該当する対応機関に委任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(特別調査)

第21条 統括責任者は、第18条第2項第2号に基づく報告について、事実確認等のために事前の調査が必要であると判断した場合は、特別調査を行うことができる。

2 特別調査は、統括責任者が、事案に応じて複数名の担当者を指名し、特別調査委員会を設置して行う。

3 特別調査委員会には、必要に応じて、顧問弁護士等の外部委員を加えることができる。

(特別調査の協力)

第22条 役員及び教職員等は、特別調査委員会の調査について協力を求められたときには、正当な事由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(特別調査の実施にあたっての適切な配慮)

第23条 統括責任者及び特別調査委員会は、特別調査の実施にあたって、次の各号に定める配慮がなされるよう必要な措置を講じなければならない。

(1) 通報又は当該特別調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。

(2) 当該特別調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。

(3) 当該特別調査で知ることが出来た秘密を保持し、他に漏らすことのないようにすること。

(特別調査委員会の事務担当)

第24条 特別調査委員会の事務は、法務・コンプライアンス担当が行う。

- 2 特別調査委員会は、調査方法、その他の調査手続きについて、法務・コンプライアンス担当の意見を聞かなければならない。
- 3 法務・コンプライアンス担当は、特別調査にあたり、調査の客観性及び公平性を確保し、調査の信頼度を高めるとともに法的手続きに基づいた適切な調査が実施されるように指導助言しなければならない。

(事前の確認)

第25条 特別調査に係る第21条から第24条の規定は、コンプライアンス違反行為に関する報告を受けた所属長等が第18条第2項各号の措置を取るにあたって事実確認等のために直接調査を行うことを妨げない。ただし、調査等を行う場合には、調査対象者の人権等に十分に配慮して行わなければならない。

- 2 前項の調査については、必要に応じて法務・コンプライアンス担当に相談することができる。
- 3 前項により相談を受けた場合の法務・コンプライアンス担当の対応については、第8条の定めに準ずるものとする。

(懲戒に関する報告)

第26条 学長又は理事長は、懲戒規程第30条又は第39条に基づき、通知を受けたときには、その事実を推進会議に報告しなければならない。

第4章 雑則

(規則の改廃)

第27条 この規程の改廃は、推進会議の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

(経営倫理委員会規程の廃止)

- 2 この規程の制定に伴い、学校法人大東文化学園経営倫理委員会規程（平成10年6月24日制定）は、平成24年4月30日をもって廃止する。

附 則（平成31年2月27日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(コンプライアンス推進規程施行規則の廃止)
- 2 この規程の改正に伴い、学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規程施行規則
(平成24年4月25日制定)は、令和7年3月31日をもって廃止する。

別表

	経営倫理綱領 違反	ハラスメント 行為	個人情報の苦 情、漏えい行為 等	研究活動に関 する不正行為	その他の違反 行為等
対応機関	コンプライア ンス推進会議	ハラスメント 防止委員会 ハラスメント 問題調整等委 員会	個人情報保護 委員会 個人情報保護 審査委員会	研究倫理委員 会 不正行為調査 委員会	公益通報対応 委員会
幹事部署	総務課	人事課	総務課	研究推進室	総務課